

# マイナンバーカード ご利用ガイドブック



袋井市キャラクター フッピー

## ①カード本体の有効期限

表



1歳未満は  
顔写真なし

住所・氏名などが変わったとき  
市区町村で新しい住所・氏名などを書きます

## ②③電子証明書の有効期限

裏



ICチップ

マイナンバー  
(個人番号)

## 磁気ストライプ

## ●有効期限について (日本国籍の方)

年齢	①カードの有効期限	②利用者証明用電子証明書	③署名用電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日		
15歳以上～ 18歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満			×

有効期限の3か月前の翌日から更新手続きができます。期限が来る前に更新手続きをお願いします。郵便で有効期限のお知らせが届きます。

## ●(外国籍の方)

在留資格	①カードの有効期限
永住者・特別永住者	カードができる日から10回目の誕生日(18歳未満は5回目)まで
中長期在留者(永住者以外)	カードができる日から在留期間がおわるまで

永住者以外の中長期在留者の方には有効期限のお知らせは届きません。

## ●マイナンバーカードの取り扱い上の注意

- 熱によるカードの変形やカードに内蔵されているICチップ等の電子部品が故障することがあるため、高温や物理的な力に注意してください。
- カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失するがあるため、強い磁気に注意してください。
- カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがあるため、薬品や液体などに注意してください。
- カードに文字を書いたり、シール等を貼らないでください。
- ICチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。

# 電子証明書・暗証番号について

## ●電子証明書とは

インターネットで行う申請・届出などの行政手続きやオンラインサービスを利用する際に本人であることを電子的に証明するもので「なりすまし」や「データの改ざん」等を防止する公的なサービスです。マイナンバーカードには「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類の「電子証明書」が搭載されています。

## ●暗証番号とは

暗証番号はご自身で管理するものです。他人に知られないよう大切に保管してください。

★署名用電子証明書 暗証番号	インターネットで電子文書を作成・送信する際などに文書が改ざんされていないかどうか等を確認するための暗証番号 ▶e-Tax（確定申告）、インターネットで電子申請をするときに利用
★利用者証明用電子証明書 暗証番号	インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する機能を利用するための暗証番号 ▶コンビニ交付、健康保険証の利用、マイナポータルのログインなどに利用
住民基本台帳用 暗証番号	住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号 ▶住所や氏名等の変更があった際、カード内情報の更新の際に利用
券面入力補助用 暗証番号	個人番号や基本4情報（住所・氏名・生年月日・性別）を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号 ▶WEB申請の入力補助サービスなどに利用

- ・暗証番号の入力を連続して3回（署名用電子証明書は5回）間違えると利用できなくなります。

暗証番号 ロック解除	・★のついた暗証番号はコンビニのキオスク端末で初期化できます。 事前に専用のアプリで予約が必要です。（★のついた暗証番号のどちらかが必要です。） ・キオスク端末での手続きができない場合または★以外の暗証番号のロック解除の場合は、市窓口にご本人がお越しください。	
暗証番号 変更	現在の暗証番号がわかつていてその暗証番号を変更したい場合、マイナポータルから変更することができます。	
顔認証 カード	暗証番号が設定されていないカードです。カードに搭載された利用者証明用電子証明書を利用する際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定したものです。マイナ保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付などは利用できません。	

# マイナンバーカードの便利な使い方



有効期限内のマイナンバーカードは本人確認書類として使うことができます。

## マイナポータル

健康保険証として  
使える！

マイナ救急も  
スタート



引越しワンストップ  
サービスが利用できる！

転出届の提出  
転入の来庁予約  
ができます



パスポートの  
申請ができる！

新規・更新・  
氏名変更等の  
手続きがオンラインで  
できます



24



コンビニで各種  
証明書が取得できる！

全国のコンビニ等で  
住民票の写し、  
課税証明書等が  
取得できます



## ほかにもいろいろ

運転免許証と  
一体化！

住所変更がラクに！  
更新時にオンラインで  
講習を受講できます



オンラインで  
行政手続きができる！

確定申告（e-tax）や  
子育てに関する  
手続きがオンラインで  
できます



## マイナポータルとは

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。医療費などの本人情報の確認や子育てや介護をはじめとする行政サービスの検索やオンライン申請ができたり、行政からのお知らせを受取ることができる自分専用サイトです。

マイナポータル

<https://myna.go.jp/>



マイナポータルはスマートフォンやパソコンから利用できます。

端末環境やログイン方法など、詳しくは、webサイトからご確認ください。

スマホから



マイナンバーカードを  
使ってログイン



パソコンから



# がいこくせき かた 外国籍の方へ

つぎ 次のときは、 からら 必ず マイナンバーカードの 手続きが ひつよう 必要です。

## さいりゅう さいりゅう あたら ● 在留カードが 新しくなったとき

し やくしょ すぐ市役所に きてください。持ち物：マイナンバーカード、新しい在留カード  
※マイナンバーカードの 有効期限が 過ぎると 次に 新しいマイナンバー  
カードを 作るときは お金がかかります。

## あたら さいりゅう とど ● 新しい在留カードが 届かないとき

いま 今 の マイナンバーカードの 有効期限が 過ぎる前に マイナンバーカードと  
一緒に A、Bの どちらかを もって 市役所に 来てください。



B 『申請受付番号通知』  
メールの通知または  
メールの全部を  
紙に印刷したもの

郵便番号: Info@ras-immr.moj.go.jp  
宛先: \*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*.com  
件名: 104-0001

【在留申請オンラインシステム】申請受付番号のお知らせ (sample)

【これは見本です】  
(本メールは、在留申請オンラインシステムから自動的に送信しております。)

\*\*\*\*\* 様  
申請受付日: \*\*\*\*\*  
申請受付番号: \*\*\*\*\*  
申請者登録番号: \*\*\*\*\*  
申請人登録カード番号: \*\*\*\*\*  
\*  
の申請について申請受付番号をお知らせいたします。  
申請受付番号: \*\*\*\*\*

本メールは申請であることを証明するものとなりますが、利用者及び申請人の方は新しい在留カードを受取るまでの間は別途新しいようになりますので、利用者及び申請人の方にはご理解しておいてください。

## じゅうしょ なまえ ● 住所が かわったときや 名前が かわったとき

し やくしょ し やくしょ なまえ  
市役所で 手続きを してください。マイナンバーカードに 新しい住所や 名前  
を かきます。

じゅうしょ にほんごくかい つか  
※住所が 日本国外に かわったとき、マイナンバーカードは 使えなくなります。  
マイナンバーカードを 返して ください。日本に 戻ってきたときは 新しい  
カードを 作ることが できます。



## ● カードを おとした、なくしたとき

① すぐに コールセンターに 電話を してください。

365日24時間 つながります。 **TEL 0120-0178-27 (外国語対応)**

② 警察署で 手続きを してください。受理番号を もらって ください。

③ あなたが 本人確認書類を もって 市役所に『紛失・廃止届』を 出して ください。

あ  
問い合わせ

**TEL 0120-0178-26** 平日9時30分～20時 土日祝9時30分～17時30分

英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・

インドネシア語・タガログ語・ネパール語

# マイナンバーカードの 住所変更・氏名変更などについて

## ●手続きには次の暗証番号の入力が必要です。

署名用電子証明書

英数字6桁以上16桁以下(英字は大文字のみ)

住民基本台帳用

数字4桁

## ●袋井市内での住所変更や氏名変更をした場合

マイナンバーカードの記載内容変更と新しい署名用電子証明書の発行手続きが必要です。ご本人または同一世帯の方がカードを持参のうえ、市窓口へお越しください。※電子証明書の発行手続きは、原則本人のみ手続き可能です。

## ●他市区町村へ引っ越す場合

転出予定日から30日又は転入日(住み始めた日)から14日以内に転入手続きをしてください。マイナンバーカードは引っ越し先の自治体でも引き続き利用します。新住所地の市区町村にマイナンバーカードをお持ちいただき、転入しても継続してカードを使うための手続きをしてください。

期限内に手続きできない場合はカードが使えなく(失効)なります。再交付は有料となります。



マイナンバー  
PRキャラクター  
マイナちゃん

## ●国外へ引っ越す場合

日本国籍の方は国外へ転出する前日までに手続きをしてください。

カードには「国外転出 転出する日」を記載します。

再入国時(国内転入)にもお持ちのカードを引き続き利用するための手続きを行います。

※電子証明書の発行手続きは、原則本人のみ手続き可能です。

## ●代理人が手続きする場合

本人が手続きに来ることができないときは代理人による手続きができます。詳細は袋井市ホームページをご確認ください。



# マイナンバーカードの紛失や盗難について

- ①以下のフリーダイヤルに連絡してください。24時間365日カードの機能を一時停止できます。

**連絡先：マイナンバーカード総合フリーダイヤル  
TEL：0120-95-0178**



- ②警察に『遺失届（盗難届）』を提出してください。  
その際に「受理番号」を控えておいてください。



- ③市窓口にて紛失・廃止届を提出してください。  
本人が本人確認書類（パスポート、運転免許証など）を持ってお越しください。

## カードが見つかった場合

市窓口にて一時停止解除の手続きをします。本人がカードを持ってお越しください。

## カードが見つからず再交付希望の場合

カードの再申請手続きをします。  
手数料がかかる場合があります。  
カード本体 800 円(特急発行 1800 円) +  
電子証明書 200 円

## 問い合わせ先

**マイナンバーカード総合フリーダイヤル  
TEL：0120-95-0178**

平日 9時30分～20時 土日祝 9時30分～17時30分



### マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

### 聴覚障がい者の方向け FAX：0120-601-785

袋井市役所 袋井市新屋一丁目1番地の1

市民課マイナンバーカード担当 TEL：0538-44-3108 平日8時30分～17時15分

浅羽支所 袋井市浅名1028番地

市民サービス課市民サービス係 TEL：0538-23-9211 平日8時30分～17時15分

袋井市ホームページ

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

